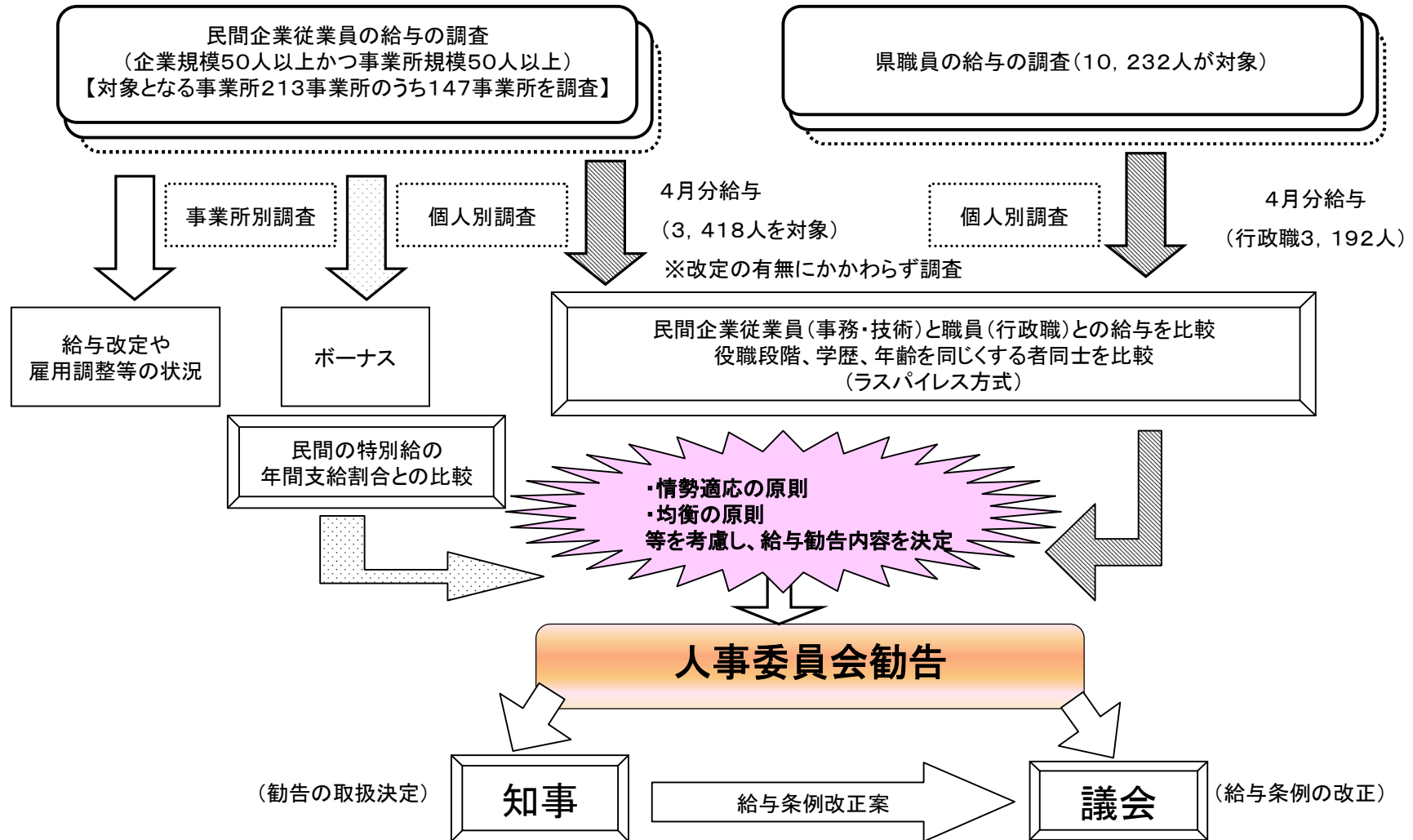


# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

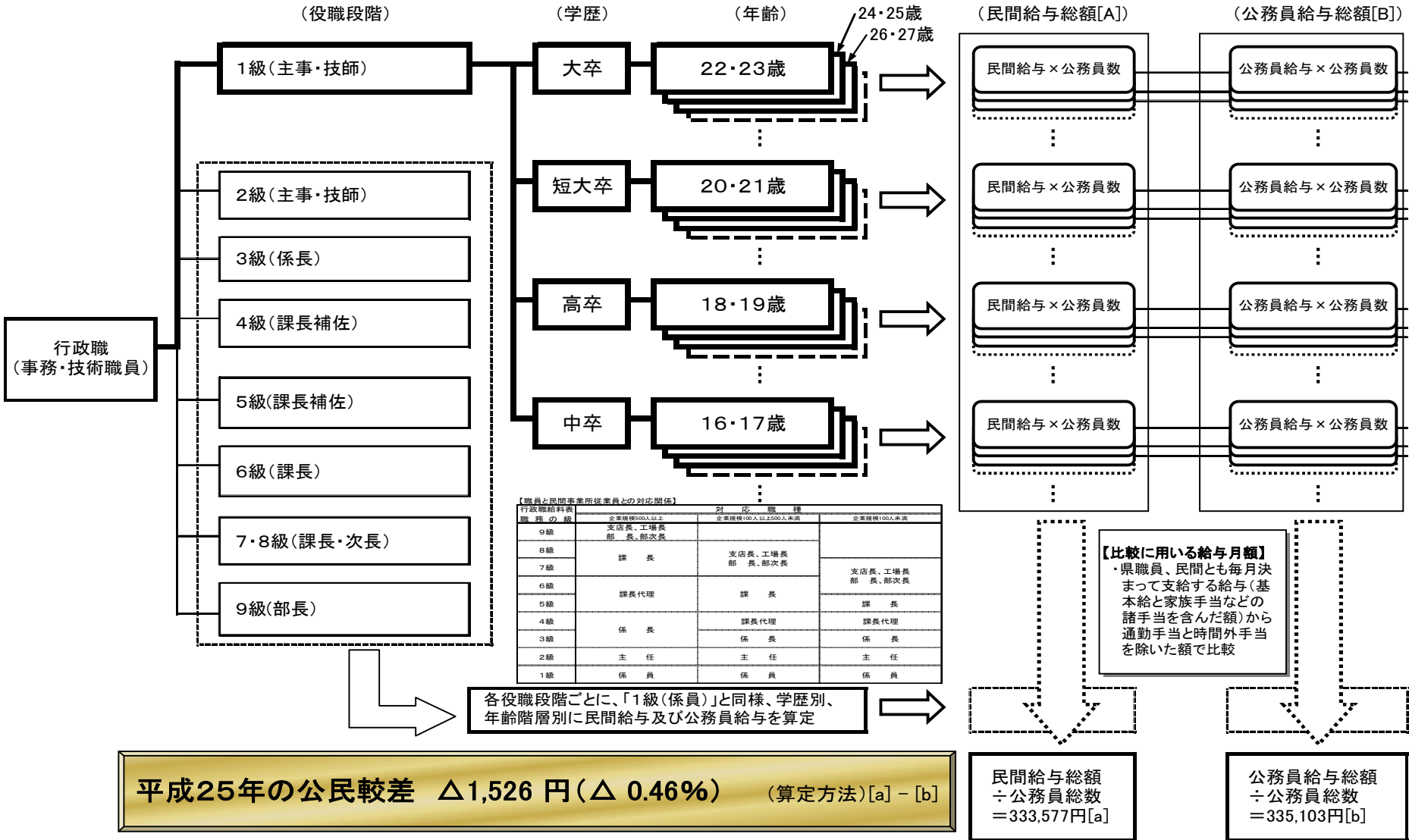
平成25年10月  
鳥取県人事委員会

# 人事委員会勧告の手順

鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。  
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



# 公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）



## 民間給与の較差に基づく給与改定

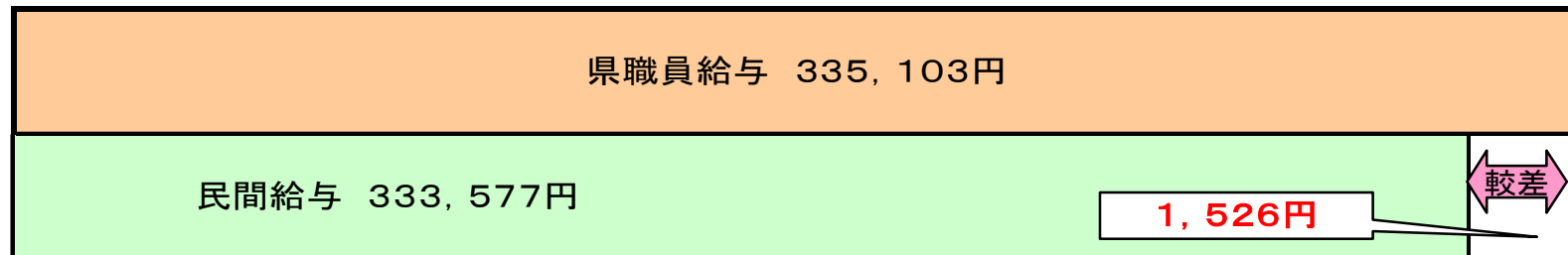
### ○給料表切替え

本年の公民較差 $\Delta 0.46\%$ は、民間給与は昨年より僅かに上昇している一方で、県職員の平均年齢の上昇等により、給与の引下げ効果が十分に現れていないため生じているものです。また、年齢層別の公民の給与差は、初任層では差がないものの、その後は県職員が民間を上回り続け、50歳台ではその差が拡大するとともに、特にその後半では顕著になっています。さらに、初任層職員の給与水準は、国や他の地方公共団体と比べると低くなっており、民間と比較しても、他の年齢層に比べ相対的に低くなっています。このため、この公民較差が生じやすい給料表を構造的に改める必要があるとともに、初任層の給与の引上げを図る必要もあり、本年は、本県の給料表を、初任層を優遇しながら高齢層を抑制している現行の国最新俸給表に準じて改定(切替え)することが急務であると判断しました。

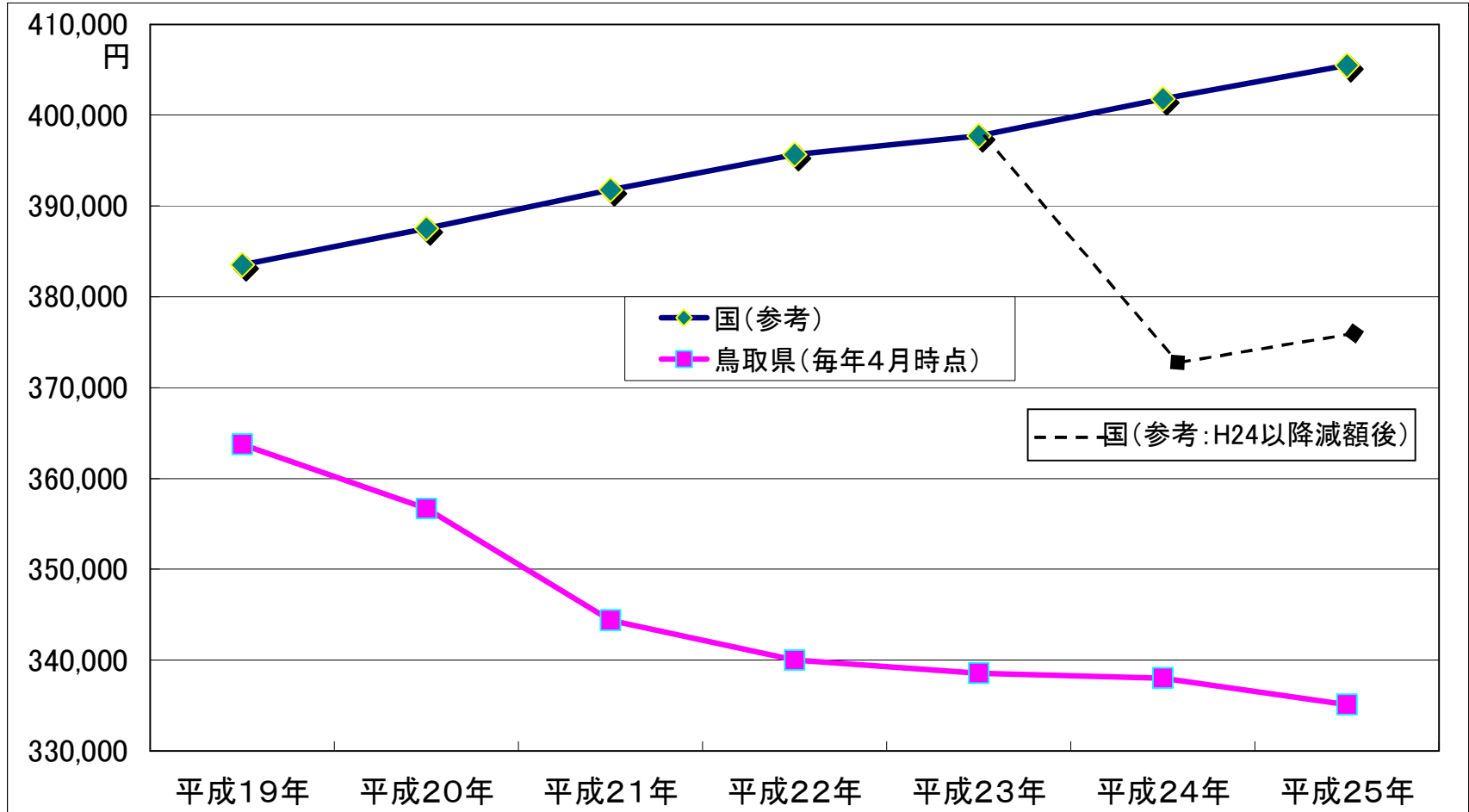
### ○給与改定方針

本年は、地域民間事業所従業員との間に一定の較差が存在するものの、民間給与は昨年より僅かに上昇していること、給料表の改定(切替え)に伴い、高位号給では公民較差 $\Delta 0.46\%$ に相当する給与の引下げ改定になること、優秀な人材の確保、公務に精励している職員の士気の確保などを総合的に勘案した結果、較差を解消する改定を見送ることとしました。

## 公民較差の内容(平成25年4月)



## 鳥取県職員の平均給与額の推移

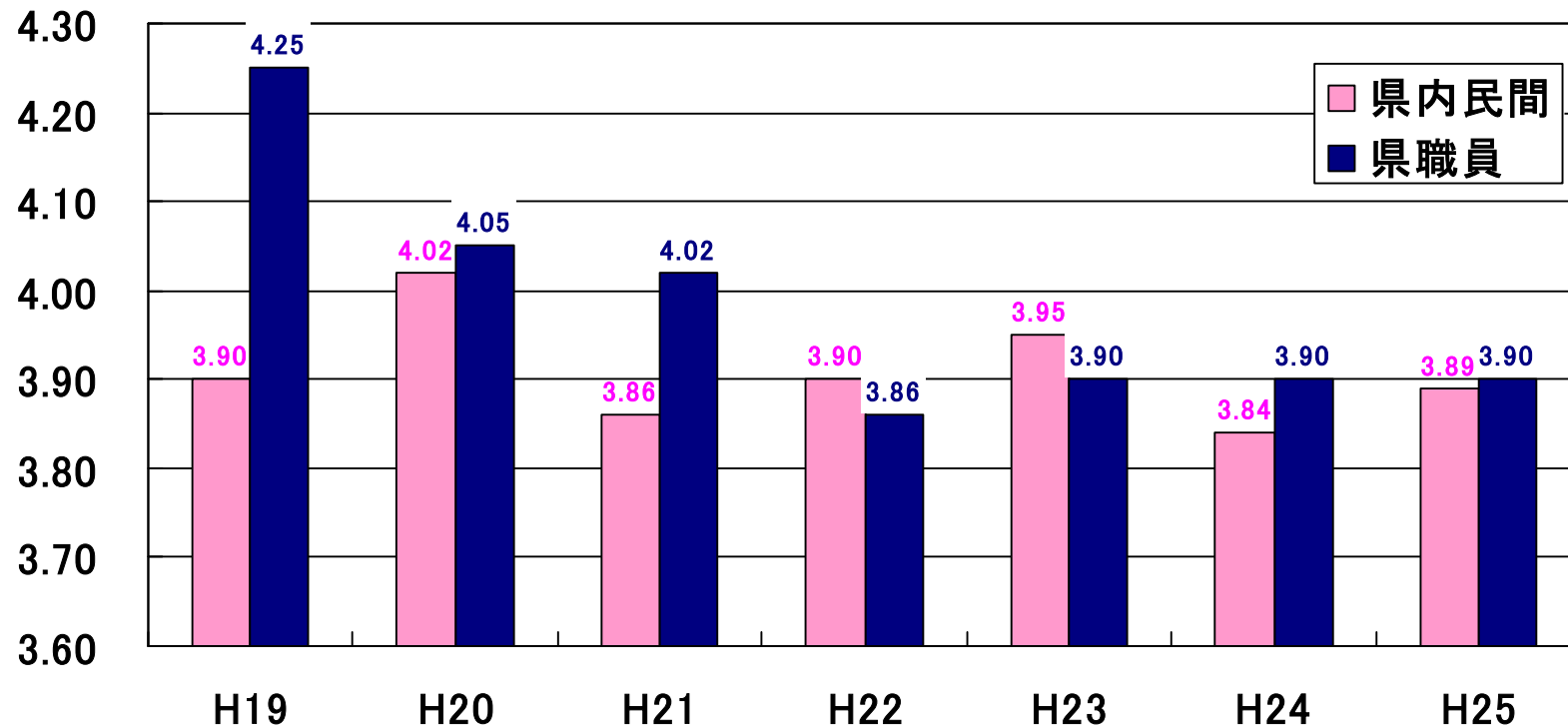


国:383,541円(40.7歳) 国:387,506円(41.1歳) 国:391,770円(41.5歳) 国:395,666円(41.9歳) 国:397,723円(42.3歳) 国:401,789円(42.8歳)減額前 国:405,463円(43.1歳)減額前  
 県:363,742円(41.3歳) 県:356,698円(41.4歳) 県:344,377円(41.8歳) 県:339,991円(42.1歳) 県:338,555円(42.2歳) 国:372,906円(42.8歳)減額後 国:376,257円(43.1歳)減額後  
 県:338,010円(42.5歳) 県:333,166円(42.8歳)

- 1 鳥取県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職俸給表(一)適用者である。
- 2 平成19年以前の鳥取県職員の給与額は給与の特例措置前(給与カット前)の金額を掲載している。
- 3 平成24年及び25年の国家公務員の給与額は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置が講じられている。

## 特別給の支給月数の推移

本年は、民間事業所の支給月数とほぼ均衡していることから、特別給の支給月数は据え置くこととしました。



区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
県内民間	3.90	4.02	3.86	3.90	3.95	3.84	3.89
県職員	4.25	4.05	4.02	3.86	3.90	3.90	3.90

※県職員の支給月数は、当該年の勧告前の支給月数(6月、12月期)であり、県内民間は、前年8月から当該年7月までの支給月数である。

最近の給与勧告等の状況(平成13年～)

	月例給	特別給	
	改定率	年間支給月数	対前年比
平成13年	改定なし	4.70月	△0.05月
平成14年	△1.88%	4.65月	△0.05月
平成15年	△1.08%	4.40月	△0.25月
平成16年	改定なし	改定なし	0.00月
平成17年	△0.34%	4.45月	0.05月
平成18年	△0.12%	4.25月	△0.20月
平成19年	△0.02%	4.05月	△0.20月
平成20年	△3.20%	4.02月	△0.03月
平成21年	△0.86%	3.86月	△0.16月
平成22年	改定なし	3.90月	0.04月
平成23年	△0.57%	改定なし	0.00月
平成24年	△1.78%	改定なし	0.00月
平成25年	改定なし	改定なし	0.00月

## 勧告に伴う影響額

### ●【勧告後の年収の影響額(モデルケース)】

- ○昇給がなかったものと仮定した場合
- <行政職1級 大卒新規採用職員(23歳、独身)>
- ①改定前:2,698,230円
- ②影響額: 42,930円(+1.59%)
- ③改定後:2,741,160円
  
- <行政職5級 課長補佐級(55歳、配偶者・子2人)>
- ①改定前:6,640,788円
- ②影響額: △22,760円(△0.34%)
- ③改定後:6,618,028円



## 本年の給与改定(まとめ)

### 1 月例給

○公民較差 $\Delta$ 0.46%について、本年の較差解消は見送り、全体水準としては据置。

### 2 特別給

○民間の特別給の支給状況(3. 89月)と均衡しているため、据置(3. 90月)。

### 3 初任層職員の給与改善及び高齢層職員の給与抑制措置の実施

○給料表を国の現行俸給表に準じて切り替える。

○行政職給料表6級相当以上かつ55歳以上の職員の給料月額、管理職手当等を1.5%減額する。

○最高号給を含む高位の号給の在職者が昇格した場合の給料月額の増加額を抑制する。

○給料表の切り替えにより、公民較差の原因となっている高齢層職員の給与抑制を図るとともに、初任層の給与水準は、全国並となる。

### 4 その他

○管理職手当について、職務内容及び職責等、実態に応じて支給区分・支給額の見直しを行う。

○5級相当(課長補佐級)と6級相当との間で昇任・昇格しても給料月額が十分に上がらない構造の是正を行う。

### 5 実施時期

○平成26年4月1日